

無保険車傷害保険金に関する 最高裁平成24年4月27日判決 判例時報2151号112頁等について

弁護士 長野 浩三

1 無保険車傷害保険金は、自動車保険において、相手方自動車が無保険自動車である場合に賠償義務者に代わって損害を填補する性格を有するものであり（最判平成18年3月28日判例時報1927号142頁）、自動車保険に一般に附帯されている特約である（但し、人身傷害補償条項がある場合には排除されている例もある。）。「無保険自動車」とは、相手方自動車に対人賠償保険等がない場合や対人賠償保険等の保険金額が無保険者傷害保険の保険金額に達しない場合などである（2005年版自家用自動車総合保険の解説・株式会社保険毎日新聞社109頁参照）。

2 無保険車傷害条項については、従前、①遅延損害金の利率、②無保険車傷害保険金の算定方法、③加害者に対する損害賠償請求のための弁護士費用を填補するものか、などが争いとなっていたところ、本判決は①②について判断したものである。

3 本判決の認定によれば、本件約款では、無保険車傷害条項は下記アイウのとおり規定されていた。また、本件約款には、被上告人が被害者等の被る損害の元本に対する遅延損害金を支払う旨の定めはなかった。

ア 被上告人は、無保険自動車の使用等に起因して、被保険者の身体が害され、その直接の結果として後遺障害が生じること等によって被保険者又はその父母、子等（以下「被害者等」という。）の被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、保険金（以下「無保険車傷害保険金」という。）を支払う。

イ 無保険車傷害保険金の額は、被害者等の被る損害の額から、①自動車損害賠償責任保険からの支払額、②賠償義務者以外の第三者が負担すべき金員で被害者等が既に取得したものの額等（以下「自賠責保険金等」という。）の合計額を差し引いた額とする。

ウ 被上告人は、被保険者又は保険金請求権者が保

険金請求の手續をした日から30日以内に保険金を支払う。

この点、近時の各損害保険会社が用いている無保険車傷害条項については上記約款と異なる規定もあるようであり、その場合には当然、当該約款においていかに解されるべきかが問題となる。

4 無保険車傷害条項では、自動車保険契約の無保険車傷害条項に基づく保険金の支払債務に係る遅延損害金の利率は5%か6%か、について

一般に、交通事故の相手方に対する損害賠償においては遅延損害金は5%であるが（民法419条1項、404条）、商行為による時は6%とされている（商法514条）。

この点、本判決は、「無保険車傷害保険金の支払債務は、商人である被上告人との間で締結された保険契約に基づくものであるから、商行為によって生じた債務（商法514条）に当たるといふべきであって、無保険車傷害保険金の支払請求が賠償義務者に対する損害賠償請求に代わる性質を有するとしても、そのことは、上記支払債務に係る遅延損害金の利率を賠償義務者に対する損害賠償請求の場合と同様に解すべき理由にはならない。したがって、無保険車傷害保険金の支払債務に係る遅延損害金の利率は、商事法定利率である年6分と解すべきである。」として、年6%とした。

保険が商行為であり（商法502条9号）、商行為によって生じた債務の法定利率が年6%であること（同法514条）は本判決の判示するとおりであり、妥当である。

5 無保険車傷害保険金の額は、損害の元本の額から、自動車損害賠償責任保険等からの支払額の全額を差し引くことにより算定すべきかどうか、について

損害の元本に対する遅延損害金を支払う旨の定めがない自動車保険契約の無保険車傷害条項に基づき支払われるべき保険金の額の算定方法につき本判決は、「本件約款によれば、無保険車傷害保険金は、被害者等の被る損害の元本を填補するものであり、損害の元本に対する遅延損害金を填補するものではないと解されるから、本件約款に基づき被害者等に支払われるべき無保険車傷害保険金の額は、被害者等の被る損害の元本の額から、被害者等に支払われた自賠責保険金等の全額を差し引くことにより算定すべきであり、自賠責保険金等のうち損害の元本に

対する遅延損害金に充当された額を控除した残額を差し引くことにより算定すべきものとは解されない。このことは、自賠責保険金等が無保険車傷害保険金の弁済期後に支払われた場合であっても、異なるものではない」として、損害元本から自賠責保険金等を差し引いて算定すべきとした。

具体的には、自賠責保険金3000万円が支払われ、損害元本が6000万円、遅延損害金が600万円であったとすると、無保険車傷害保険金の算定は、6000万円－3000万円＝3000万円となる。

本件約款を素直に解すれば本判決判示のとおりとなろう。自賠責保険金については、最判平成16年12月20日判例時報1886号46頁が、自賠責保険金はその支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは、まず遅延損害金の支払債務に充当されるべきであるとしたが、無保険車傷害保険金の算定においてはこれとは別異に解するとしている。このことは、無保険車傷害保険金が賠償義務者に代わって損害を填補する性格を有するものであっても、あくまで、保険約款に基づく保険金であって、損害賠償そのものではないことを示しているといえる。

6 無保険車傷害保険金は相手方に対する請求のための弁護士費用を填補するものか、について

この点について、本判決は直接判示をしていない。しかし、本件の原審は、従前の裁判例(東京高判平成14年6月26日判例時報1808号117頁)等と同様に、弁護士費用を填補するものであるとし、本件においてはこの点に関して上告受理申立がなされたが、上告受理決定においてこの点は排除されており、今後の扱いは弁護士費用を填補するものとされると思われる。但し、本件で認められている弁護士費用の額は、相手方に対する損害賠償請求における認容判決(公示送達によるものであった。)において認定された額よりも低額であった。

7 本判決はこれまで無保険車傷害条項について争いのあった点について最高裁として判示した事例で重要であるが、上記のとおり、近時の自動車保険の約款は必ずしも従前と同様とはなっていない。例えば、支払保険金の算定について、人身傷害条項の算定方法を準用している例もあり、このような約款においては、無保険車傷害保険金が遅延損害金を填補すると解するのは困難と思われる。